

公益財団法人明光教育研究所 奨学金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人明光教育研究所（以下、「本財団」という。）定款第4条第1項（1）に規定する奨学金の給付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 本財団が学資を給付する者は、以下のうちいずれか一つ以上の条件に該当する、意欲が高くても経済的理由で学習機会に恵まれない児童、生徒及び学生等とする。

- (1) ひとり親家庭の子女である
- (2) 保護者が病気や怪我等の事情により就労困難な状態である
- (3) 里親家庭の子女である
- (4) 過去に里親委託を受けたことがあり、現在保護者不在の状況で生活している
- (5) 児童養護施設、母子生活支援施設及び自立援助ホーム等の施設に入所している
- (6) 過去に児童養護施設、母子生活支援施設及び自立援助ホーム等の施設に入所しており、現在は保護者不在の状況で生活している
- (7) 父母が不在であり、その他近親者等によって養育されている
- (8) その他特別の考慮に値する事情を有している

2 本財団から学資の給付を受ける者を奨学生と称し、給付する学資を奨学金と称する。

(給付額等)

第3条 事業年度ごとの、奨学金の給付総額、奨学生一人あたりへの最大給付可能額、及び支給対象となる最大人数については、理事会の承認を受け決定する。ただし、各奨学生への給付額については、選考委員会の決議により決定する。この時、各奨学生への給付額は、理事会により決定された奨学生一人あたりへの最大給付可能額を上回らないものとし、各奨学生への奨学金の給付額の合計は、理事会により決定された事業年度ごとの奨学金の給付総額を上回らないものとする。

2 奨学金は、第13条及び第15条に規定する場合を除き、返還を要しない。

3 奨学金の給付は、決定した給付額を年4回に分け、奨学生本人名義又は奨学生保護者名義の口座に振り込むことにより行う。振込手数料は本財団負担とする。但し総支給金額が20万円以下の場合、一括振込送金する。

(給付期間)

第4条 奨学金の最短給付期間は、1年間とする。奨学金の最長給付期間は、奨学生として採用された時から、その者の在籍する学校の最短修学年数限の終期までとする。

2 但し、奨学生として採用された時点で、在籍する学校の最終学年である場合は、進学予定の学校の最短修学年数限の終期までを最長給付期間とする。

3 給付期間内において、次年度以降も奨学金の給付を希望する奨学生は、奨学金受給更新願（進級）

を提出し、選考委員会の選考を経て次年度の奨学金の給付可否及び給付金額を決定する。

- 4 奨学金の給付期間満了後、進学により継続した奨学金の給付を希望する奨学生は、奨学金受給継続願（進学）を提出し、選考委員会の選考を経て次年度の奨学金の給付可否及び給付金額を決定する。

第2章 奨学生の採用

（奨学生の申請手続き）

第5条 奨学金を志願する者は、以下の書類を申し込み時に本財団に提出するものとする。

- (1) 申込書
 - (2) 一カ月分の生活費申告書
 - (3) 奨学金使用目的書
 - (4) 推薦書
 - (5) 誓約書
 - (6) 作文『将来の夢』
 - (7) 成績を証明する書類
 - (8) 戸籍を証明する書類
 - (9) 所得を証明する書類
 - (10) 口座届
 - (11) その他本財団が審査上必要とする書類
- 2 奨学金を志願する者は、各種書類の提出をもって、当規程および個人情報保護規程に同意したものとする。

（審査）

第6条 奨学生の採用は、奨学金希望者から提出された書類を選考委員が審査、選考委員会がその採否を決定する。

（採否の通知）

第7条 代表理事は、前条の審査による採否結果を、奨学金受給希望者及び申込者に通知する。

- 2 奨学生に採用された者のうち、申込時点で受験生であり、申込後に進学が決まった者は、前項の通知を受けた日から30日以内に以下の書類を本財団に提出するものとする。
 - (1) 在学を証明する書類
- 3 前項に定めた期間内に書類が提出されない場合、採用を取り消すものとする。

第3章 奨学金の交付

（奨学金の給付の休止）

第8条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合、事務局長は奨学金の休止を決定することができる。本条で言う「休止」とは給付時期を延期することを言う。

- (1) 第16条、第17条、第18条、第19条、第20条に定めた届出の履行を故意に怠った時

(奨学金の給付の再開)

第9条 奨学金の給付を休止された者が、本来規定されている届出の履行を完了した場合、選考委員長は奨学金の給付を再開することができる。ただし、休止された時から2か月を経過した時は、この限りではない。

(奨学金の停止)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合、選考委員長は奨学金の停止を決定することができる。本条で言う「停止」とは本来予定していた奨学金の給付を行わないことを言う。

- (1) 奨学金の休止を受けてから2か月以上を経過した時
- (2) 在籍している学校を1か月以上欠席又は休学した時
- (3) 各届出、報告、申請内容を故意に偽装した時
- (4) 奨学金を支給目的に沿わない用途において使用した時
- (5) 学業成績または素行が不良になった時
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じた時
- (7) 疾病、不慮の事故、災難などのために成業の見込みがなくなった時
- (8) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があった時
- (9) その他第2条に規定する奨学生としての資格を失った時

(奨学金の復活)

第11条 奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んだことを在学学校長が証する書類を添えて願い出た時は、選考委員長は奨学金の給付を復活することができる。ただし、停止された時から1年以上を経過していた場合は、この限りではない。

(奨学金の打ち切り)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合、選考委員長は奨学金の打ち切りを決定することができる。本条で言う「打ち切り」とは、奨学生としての資格を剥奪し、今後一切の奨学金の給付を行わないことを言う。

- (1) 奨学金の停止を受けてから1年以上を経過した時
- (2) 第24条に定めた事項に反する時
- (3) 奨学金の休止または停止を受けた事案のうち特に悪質と認められる時
- (4) 奨学金の休止または停止を受けた後1か月以上にわたり故意に本財団との連絡を怠った時

(奨学金の返還請求)

第13条 前条の規定により奨学金の打ち切りを決定した事案について特に悪質と認められる場合、第3条第2項の規定にかかわらず、代表理事は選考委員会の決議を経て、支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることができる。

- 2 既に奨学金の給付を満了した奨学生について前条の事実が発覚した場合、第3条第2項の規定にかかわらず、代表理事は選考委員会の決議を経て、支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることができる。
- 3 本条の規定により奨学金の返還を求めることとなった場合、返還に要する振込手数料は奨学生負担とする。

(奨学金の使用目的の変更)

第14条 奨学生が、既に届け出た奨学金の使用目的の変更を希望する場合は、第19条の規定に従い本財団に届出を行わなければならない。事務局長はこの届出について精査を行い必要な措置を講ずる。

(奨学金の返還及び減額)

第15条 前条の規定による精査の結果、事務局長はこの届出に対して、第3条第2項の規定にかかわらず、使用目的に沿った使用がなされない金額もしくはなされなかった金額の一部もしくは全部の返還請求又は減額措置を行うことができる。本条で言う「減額措置」とは、当該奨学生に対して将来振り込む予定であった奨学金の金額を該当の金額分減額することを言う。

- 2 前項の規定により奨学金の返還を求めることとなった場合、返還に要する振込手数料は奨学生負担とする。

第4章 奨学生の義務

(奨学金受領書の提出)

第16条 奨学金の交付を受けた奨学生は、直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(奨学金使用届の提出)

第17条 奨学生が奨学金を使用した際は、学期毎に奨学金使用届を領収書添付の上、提出しなければならない。

- 2 奨学金使用届に添付された領収書に記載された事項が提出済みの奨学金使用目的書と異なる場合、本財団は奨学生及び申込者に確認を求めることができる。
- 3 奨学生が奨学金を使用した際に領収書を提出できない事情が発生した場合は、その理由を添えて直ちに本財団に申し出なければならない。

(学業成績の報告)

第18条 奨学生は、在籍する学校の学期終了後45日以内に成績証明書または通知表の写し及び生活状況報告書を提出しなければならない。ただし、卒業又は修了に当たっては、卒業証明書又は修了証明書を提出しなければならない。

(異動届出)

第19条 奨学生及び申込者が次の各号の一に該当する場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

- (1) 提出済みの奨学金使用目的書の内容の変更を希望する時
- (2) 休学、復学、転学または退学する時
- (3) 停学その他の処分を受けた時
- (4) 留年した時
- (5) 病気、事故その他の理由により、欠席が3カ月以上にわたると見込まれた時
- (6) 奨学生又は申込者の氏名、住所その他重要な事項に変更があった時
- (7) 申込者の変更を希望する時

(死亡の届出)

第20条 奨学生が死亡した時は、申込者は直ちに届け出なければならない。

(奨学金の辞退)

第21条 奨学生はいつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の返納)

第22条 奨学生はいつでも給付された奨学金の一部または全部を本財団に返納することができる。

第5章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第23条 本財団は、奨学生の自立心の向上を目的として、学業成績及び生活状況に応じた適切な指導を行うことができる。

第6章 反社会的勢力の排除

(反社会的勢力の排除)

第24条 以下の場合には、本財団の奨学生となること及び本財団の奨学金に申し込むことはできない。

- (1) 本人及び本人の3親等以内の親族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）である者
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者

第7章 補則

(本規定の改廃)

第25条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(実地細則)

第26条 この規程の実施について必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成26年12月3日から施行する。
- 2 この規程は平成27年11月4日開催の理事会の議決をもって、平成27年11月4日から変更実施する。
- 3 この規程は、平成28年2月9日開催の理事会の議決をもって、平成28年2月9日から変更実施する。